

令和3年7月定例会議事録

令和3年
第7回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月7日(水) 午後1時30分～午後2時55分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子	10番	山田	倉造
11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

7番 森川 朝子

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 議案第27号 羽島市農業委員会が定める別段の面積について

第7 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男

農政課長 安田 裕治 農政企画担当課長(兼)農政係長 柴田 真佐雄

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第7回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、11番委員及び12番委員を指名する。

第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号20番と21番は関連した案件のため、まとめて説明させていただきます。

番号20番の譲受人と番号21番の使用借人は同じ方であり、経営面積は現時点では0㎡ですが、今回の2つの申請により40.8アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たすこととなります。

番号20番は農地の売買で、申請地は合計面積1,974㎡の4筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

続いて、番号21番は農地の使用貸借権の設定で、申請地は合計面積2,111㎡、農業振興地域内農用地区域内の農地が3筆と、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆の合計4筆です。

申請地は自宅から約1.8km以内にあり、距離的には特に問題はないと考えます。

申請者は新規営農でありますので、営農計画書を提出していただいておりますが、水稻と野菜を作っていく計画となっております。詳細につきましては、申請者の方に説明をしていただきます。

○議 長 「それでは、ここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明願います。」

○申 請 者 「現在、会社を経営し、自動車関係の事業等を行っておりますが、雇用を拡大していくために、農業も新たに行っていきたいと考えております。」

○議 長 「申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委 員 「営農計画書の世帯員の欄にはご本人しか記載されていないが、会社の従業員を使用して農業を行うということですか。」

○申 請 者 「従業員が現在は30数名いますが、さらに従業員を増やしていきたいと考えており、そのためには事業の拡大が必要な状況であります。近隣の農業者の方とも色々相談していく中で、畑で野菜を作っていくのが良いのではないかと考え、現在の金属加工や自動車の整備等に加え、新たに農業も始めたいと考えています。」

○委 員 「農地を取得した後で、埋め立てて農地以外に使用することを考えてはいませんか。」

○申 請 者 「そのような事は現時点では考えておりません。」

○委 員 「畑で野菜を作られる予定と説明されましたが、営農計画書では、田については水稻を作られることになってはいますが。」

○申 請 者 「水稻を作ることは考えておりません。畑で野菜を作ることを予定しています。これだけの面積では、水稻を作っても利益率が低いので難しいです。」

- 委員 「それでは、田でも野菜を作られるということですか。」
- 申請者 「畑があるので、畑で野菜を作る予定です。」
- 委員 「営農計画書では、田では水稻を作ると書いてありますが。」
- 申請者 「資料が何もないのでわかりません。」

(営農計画書の写しを申請者に配布)

- 申請者 「この書類は今初めて見ました。田を埋めて畑にすることまでは考えておりません。」
- 委員 「田は、とりあえず草の管理だけをするということですか。」
- 申請者 「そうです。」
- 委員 「現時点では、その田には田植えはされているのですか。」
- 申請者 「田植えはしてあります。」
- 委員 「田植機は所有されているということですね。」
- 申請者 「持っておりませんので、今後購入予定です。」
- 委員 「水稻は作るつもりはないと先ほど言われましたが。」
- 申請者 「現在、田植えしてあるのは、前の所有者の方が田植えされたものです。とりあえずは、田は現状のままでいくことを考えています。先の事はまだわかりません。」
- 委員 「ご提出いただいている営農計画書が、今ご説明いただいた内容と全く異なっています。営農計画は、どこで何を作るということが、もっと明確な計画であるべきだと思います。」

○議長 「その他、申請者の方に何かご質問はありませんか。無いようでしたら、ここで、申請者の方には退室していただきます。」

(申請者退室)

「ただいまの申請者からの説明も踏まえて、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 「申請者本人が営農計画書の内容を知らないというのは考えられないですね。」

○委員 「営農計画書が適正でないと許可は絶対にできないというのですか。」

○農地係長 「営農計画書は、新規営農の場合や市外の方が農地を取得される場合に提出を求めており、許可要件を満たすかどうかを審議する際の判断材料の1つであります。必ずしもその計画どおりに実際に耕作することまで求めるものではありません。」

○委員 「申請者本人が営農計画書の内容を理解していないのは明らかであるし、農地を取得する許可の要件の1つである下限面積を満たすためだけに、耕作するつもりもない農地を取得したのではないかと思われるような状況であると思う。」

○委員 「私も同意見です。営農計画書には水稻を作ると書いてあるのに水稻は作らないと言われるし、畑にする考えもないようですし、何のために田を取得するのかという話ですね。」

○委員 「水稻を作らないと言ったにもかかわらず、田植機を購入すると言われ、信用ができません。畑は耕作すると言われましたが、それも本当かどうか疑わしく感じてしまいます。」

○委員 「農地を取得してから3年間は、農地転用できません。」

○農地係長 「原則として3年間は許可できません。また、無断で農地転用された場合は、その後、新たに転用許可を申請されても、信用性がないことから、原則として許可を得ることはできなくなります。」

○委員 「営農者が増えることは喜ばしいことではあるのですが、このような状態で許可することは難しいのではないかと思います。」

○議長 「それでは、無記名投票により採決したいと思いますので、事務局は準備をお願いします。」

(事務局より投票用紙を配付)

(委員が投票用紙に記入後、事務局が回収)

「それでは、投票の結果を発表します。許可することに賛成が6名、反対が7名、白紙が1名でありますので、議案第23号については、不許可として決定いたします。」

第3 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号6番については、転用事業者は、申請地を申請地向かいの住人が使用する駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は宅地、東側は田、南側は水路、西側は道路となっています。東側には柵を設け、周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第24号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第24号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議長 『議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号22番及び23番を上程し、事務局に説明を求める。
- 農地係長 「番号22番について、転用事業者は、申請地東側で自動車整備業を営んでおり、申請地を取得して、車両置き場として使用したいとの申請です。
- 申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類され、原則として転用は不許可となりますが、申請人は自動車整備業を行っている会社であるため、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して、許可相当となるものです。この規定は、例えば住宅や、月極駐車場、クリーニング屋、コインランドリー、薬局、コンビニエンスストアなど、日常生活上必要となるサービスを提供する業種であれば、その集落に住んでいない方が転用事業者であっても適用となります。申請者が、自動車整備業を営んでいることは、法人の定款等で確認しております。

なお、申請地は一部が造成されていたため、追認での許可となります。申請地の北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は田となっています。周囲に柵は設けませんが、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて番号23番について、転用事業者は、申請地の西側にある会社を経営しており、申請地を取得し、自身が経営する会社へ貸駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんし、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている原則転用可能な第3種農地に該当します。

申請地の北側は田、東側及び西側は道路、南側は宅地と田となっています。周囲に柵は設けませんが、周囲の営農に支障のないようにします。

以上で事務局からの説明を終わります。

○議長 「それでは、ここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明願います。」

○申請者 「番号22番については、私は、現在の会社を始めて5年程経ちます。自動車の整備工場を新しく建てて事業を行っておりますが、顧客から預かった自動車を保管する場所が不足している状況であり、申請地を取得して車両置き場として使用したいと考えております。

また、番号23番についても同様に駐車場が不足していることから、会社の東側の申請地を取得して、駐車場として使用したいと考えております。」

○議長 「申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 「今回の申請は、追認の許可申請となっている筆がありますが、今後は、必ず事前に許可を得てから工事に着手するようにはしていただきたい。」

○申請者 「今後は、このような事がないように気を付けます。」

○議 長 「他に何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「それでは、ここで、申請者の方には退室していただきます。」

(申請者退室)

「ただいまの申請者からの説明も踏まえて、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委 員 「追認許可を簡単に認めるのは納得できない気持ちもありますが、原状回復してから再度申請してもらうのも現実的には困難だと思いますので、追認でも許可できる内容であるならば、許可せざるを得ないのかなとは思いますが。ただし、申請者には、今後も絶対にこのような事をしないように、指導等をしていく必要があるかと思えます。」

○委 員 「申請地の西側の用水路が埋めてありましたが、これは許可を得ているのですか。」

○委 員 「土地改良区と市に許可を得ているようです。」

○議 長 「他にご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第25号の内、番号22番及び23番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第25号の内、番号22番及び23番については、許可相当として意見を決定いたします。」

続いて、議案第25号の内、番号24番から29番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長

「番号24番について、転用事業者は、申請地を取得して自身が経営する自動車整備業の会社へ貸車両置場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側及び南側は道路、東側は田、西側は宅地と畑となっています。周囲にコンクリート擁壁を設け、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号25番について、転用事業者は、申請地を取得して農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、宅地の面積の割合が40%を超えている街区内の農地であるため、原則として転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の東側は畑、北側は宅地、南側は畑、西側は雑種地となっており、道路には面しておりませんが、西側の雑種地を転用事業者の所有に名義変更中であるため、西側から出入りする予定です。

東側及び南側にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号26番について、転用事業者は、父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地は既に造成されていたため、追認での許可となります。申請地の北側及び東側は宅地、西側は畑、南側は道路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置し、周囲の営農に支障のない状態です。

続いて、番号27番について、転用事業者は、申請地東側に居住しており、申請地を取得して駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域

内にある第1種農地に分類され、原則として転用不許可の農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は田、東側は宅地、南側は道路、西側は畑となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置し、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号28番について、転用事業者は申請地の近隣で駐車場を借りていましたが、借りることができなくなってしまったため新たに申請地を借りて、高速道路清掃業の駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側及び西側は道路、東側及び南側は畑となっています。周囲にコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号29番について、転用事業者は父所有の申請地を借りて農家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類され、原則として転用不許可の農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に造成されていたため、追認での許可となります。申請地の北側は畑、東側は宅地、南側は水路、西側は道路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置し、周囲の営農に支障のない状態です。

以上6件についてご審議をお願いします。

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第25号の内、番号24番から29番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第25号の内、番号24番から29番について、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議 長 『議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号1番については、申請者は祖母が亡くなり、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。
申請地は、市街化区域内の農地1筆で、面積は581㎡であり、現地を確認しましたところ、適正に管理がなされております。
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第26号について、証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第26号については、証明することといたします。」

第6 議案第27号 羽島市農業委員会が定める別段の面積について

- 議長 『議案第27号 羽島市農業委員会が定める別段の面積について』を上程し、事務局に説明を求める。
- 農地係長 「農地の所有権などの権利を取得する場合の要件の1つとして、取得後の耕作面積が50アール以上確保する必要があります。ただし、農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会がこの下限面積を下げることができ、これを別段の面積と言いますが、羽島市においては、平成21年12月15日から40アールと設定しています。また、農地法施行規則第17条第1項第3号により、この別段の面積は農家総数のおおむね100分の40を下回らないように算定するよう定められております。
- 農家の耕作面積分布の表をご覧ください。羽島市では農家の総数が2,837戸で30アール以下の農家が1,284戸であることから、比率が45.3%あり、40%を上回っておりますので、別段の面積を30アールまで引き下げることは可能であります。
- 別段の面積を引き下げることにより、新規の農業参入の促進につながりますが、小規模な農家を増やすことにもなり、遊休農地の増大につながる恐れもあることから、羽島市の実情を考えますと、40アールの設定が妥当ではないかと考えます。
- 裏面の別段の面積の設定状況にありますように、空き家付き農地について特例を設けている自治体が県内でも増えていますが、羽島市の空き家対策の担当課に空き家付き農地の相談状況について確認したところ、今のところ、そのような相談はないとのことでした。近隣の自治体の設定状況も踏まえ、羽島市においては、現時点では下限面積の特例を設ける必要性は低いと考えます。
- なお、例外規定として、ビニールハウス栽培等の集約的な栽培を行うなどの場合は、下限面積未満であっても取得が可能な場合もあります。
- それではこの別段の面積の設定につきまして現在の40アールが妥当であるのかご審議をお願いします。」
- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「現在の40アールが妥当だと思います。」

○委員 「私も同意見です。」

○議長 「その他にご発言も無いようですので、採決いたします。議案第27号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第27号については、原案のとおり承認することといたします。」

第 7 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 8 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 9 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。